**平成２６年（フ）第１２８３３号**
東京都足立区西新井栄町２丁目14―２
債務者　初沢　初江
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２８３４号**
東京都葛飾区新小岩４丁目３―11　原方
債務者　野坂　直子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２８３５号**
東京都江戸川区松江６丁目１―12―105
債務者　和氣　秀之
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２８３６号**
東京都大田区中央６丁目25―７―102
債務者　高橋　由起
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１２８３７号**
埼玉県川口市上青木２丁目13―３　ニュークレセスト上青木３―202
債務者　秋山　耕平
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１００９号**
東京都東久留米市滝山７丁目４番２号
債務者　斉藤　菊江
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第１９７１号**
神奈川県藤沢市西俣野307番地の３
債務者　塚野　香織
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１９７７号**
横浜市港南区港南台６丁目１番45―505号
債務者　ＹＡＮＧ　ＳＵＮＧＨＥＥ　梁　承希
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１９８９号**
横浜市戸塚区上倉田町1830番地48
債務者　塩島　徳一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第２０４５号**
横浜市港南区日野中央３丁目16番９号
債務者　藤巻　秀一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第９３３号**
東京都八王子市川口町1353番地１コートドゥリビエールＡ102号
債務者　秋元　春夫
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第９３４号**
東京都八王子市川口町1353番地１コートドゥリビエールＡ102号
債務者　秋元八重子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第１０３１号**
東京都立川市砂川町１丁目51番地の10武蔵野マンションＢ―１
債務者　中森　二郎
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第１０６号**
栃木県佐野市大橋町3227番地１　ガーデンハウスＫＢ201
債務者　箕嶋　裕貴
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２６年（フ）第４６号**
熊本県天草市新和町小宮地763番地
債務者　渕田　道子
1　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月２日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

**平成２６年（フ）第１２５８９号**
東京都中野区野方２丁目62―３―403
債務者　西平　　朗
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部